

規制影響分析（R I A）の試行的実施に関する実施要領（抄）

平成18年3月31日
内閣府

1. 目的等

規制影響分析（R I A）の試行的実施は、規制に係る政策評価についての評価手法の開発及び規制改革の一層の推進に資することを目的として行う。

この実施要領は、R I Aについて、その試行的実施のための基本的な指針を定めるものである。

2. 実施細則

（1）対象

R I Aは、可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、行政手続法第39条第4項の規定により意見公募手続（以下「パブリック・コメント手続」という。）を行わなかったものについてはこの限りでない。

（2）実施時期

① R I Aは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。

ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布（廃止）時
※ ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましい。

イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時
※ あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時までには当該規制を修正する場合は、その時点で改めてR I Aを行うものとする。

ウ 法律による見直し等の検討が加えられている規制については、当該検討結果の公表時

② R I Aを行った規制については、当該R I Aに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

（3）分析項目

当面、分析項目は、規制の内容・目的、期待される効果、想定される負担、想

定できる代替手段等との比較考量、レビューを行う時期等とし、上記(2)①については別添1の様式により、②については別添2の様式により行うものとする。各分析項目についての具体的な分析事項例は以下のとおり。

① 規制の内容・目的

当該規制についての簡単な内容、また導入の目的・必要性を記載するとともに、当該規制の根拠条文を明示。

(規制緩和の場合は、当該規制緩和の内容・目的等を記載するとともに、緩和後の規制について、なおその規制が必要である理由を記載。)

※ 分析の単位は、当面、「〇〇事業の許可」といった行政行為ごとを原則とする。

② 期待される効果

当該規制に関し、規制実施による関連業界や国民への便益、社会的便益という観点から、その効果について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。なお、「効果」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

③ 想定される負担

当該規制に関し、規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストという観点から、国民等への負担について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。

なお、「負担」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

④ 想定できる代替手段との比較考量

想定できる代替手段を提示し、当該代替手段についても上記②、③の分析を行い、設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。

なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。

また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

⑤ 備考

設定・改正しようとする規制に関し審議した審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

⑥ レビューを行う時期

規制は、社会経済情勢の変化に応じ、不断に見直されるべきであることから、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断することが望まれる。

この観点から、当該判断を行う時期として、当該規制の施行後5年を超えない期間を設定。

(4) 分析の程度

分析の程度については、R I Aの試行的実施等を通じて検討すべき事項であることから、当面、定量的／定性的という点も含め、R I Aを実施する府省の判断にゆだねるものとする。

なお、総務省は、内閣府規制改革・民間開放推進室と連携しつつ、分析手法の開発・向上に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することとする。

(5) R I Aの公表等

R I Aを実施した府省は、速やかにその結果を内閣府規制改革・民間開放推進室に通知するとともに、原則としてインターネットにより公表しなければならないこととする。

なお、内閣府規制改革・民間開放推進室は、R I Aの結果等を各府省より得たときは、速やかにこれを総務省にも回報することとする。

3. 附則

R I Aの試行的実施は、平成16年10月1日より行うものとする。また、本実施要領については、適時に必要な検討を加えるものとする。